

議案第40号

甲賀市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年5月9日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市印鑑条例の一部を改正する条例

甲賀市印鑑条例(平成16年甲賀市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第15条中「個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)」の次に「又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第16条の2第1項に規定する移動端末設備」を加え、「(個人番号カードの不正な使用を防止するために暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。)」を削る。

付 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第49条の規定の施行の日から施行する。

甲賀市印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続されたもので、地方公共団体情報システム機構と契約した市又は民間の事業者が設置した証明書等交付用の端末機）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用して暗証番号_____</p> <p>_____及び必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続されたもので、地方公共団体情報システム機構と契約した市又は民間の事業者が設置した証明書等交付用の端末機）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）_____</p> <p>_____を使用して暗証番号（個人番号カードの不正な使用を防止するために暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。）及び必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>